

消安第2126号
平成28年2月10日

各関係消防本部消防長 殿

茨城県生活環境部
防災・危機管理局消防安全課長
(公 印 省 略)

本県内における「違反對象物に係る公表制度」実施目標時期
について（通知）

標記の件について、「違反對象物に係る公表制度の実施及び検討状況の調査（平成27年12月9日付け消防予第471号）」（以下、「消防庁471号通知」という。）において、管内人口20万人未満の消防本部における公表制度の実施目標時期は、都道府県単位で決定することが適当であるとされたところです。

公表制度の実施目標時期の設定にあたっては、消防庁471号通知において、「各都道府県において管内人口20万人以上の消防本部が少なくとも1以上公表制度を実施する時期から遅くとも概ね2年以内を目途として、当該都道府県内全ての消防本部（管内人口20万人未満の消防本部を含む。）において公表制度が実施されることが望ましい」とされていることから、本県内における公表制度実施目標時期は平成31年度といたします。

各消防本部におかれましては、遅くとも平成30年3月末までには条例等の改正を行い、遅くとも平成31年4月1日から公表制度を実施されるようお願いいたします。

なお、本通知は実施目標時期より早い時期に公表制度を実施することを妨げるものではないことを申し添えます。

【連絡先】

茨城県生活環境部防災・危機管理局
消防安全課 消防担当 大山 善之

TEL：029-301-2896

FAX：029-301-2887

E-mail yo.ooyama@pref.ibaraki.lg.jp